

第10回匠瑛市フォトコンクール

市の魅力あふれる写真を募集

市観光協会では、匠瑛市の魅力の再発見とイメージアップを図るため、フォトコンクールを実施します。魅力あふれる作品をお待ちしていますので、どしどし応募ください。入賞作品は観光PR用として、市が発行する印刷物などに掲載させていただきます。

募集部門(テーマ)

《観光部門》市内の四季折々の風景、まつり、地域の伝統行事、伝統文化を受け継ぐ人びとなどを写したもので、匠瑛市の魅力を伝える写真。
《ファミリー部門》家族やご近所など、匠瑛市民をテーマとした心温まる写真。

応募規程

①カラー・モノクロプリントで、四切版(ワイド四切版)



第9回フォトコンクール観光部門・金賞「HERO」

景品内容

当たり総本数33,350本!

- 特等 匠瑛共通商品券30万円分(5本)
- 特等組違い 同商品券1万円分(10本)
- 1等 同商品券10万円分(5本)
- 2等 同商品券1万円分(30本)
- 3等 同商品券3千円分(300本)
- 4等 同商品券千円分(3千本)
- 5等 実用商品など(3万本)

応募方法

必要事項を記入した応募票を作品裏面に貼付し、平成27年1月30日(金)までに提出してください(締切日必着)。
※応募票は、市役所3階産業振興課で配布のものか、市ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

応募作品提出・問い合わせ先

〒289-1219 匠瑛市八日市場ハ793番地2 匠瑛市観光協会事務局(匠瑛市役所産業振興課内) ☎73・0089

冬期の節電にご協力を

東日本大震災以降、全国で節電の取り組みが行われており、今冬も、最低限必要な電力は確保できる見通しですが、発電所の計画外停止などのリスクがあります。

冬場の節電に関して、引き続き無理のない範囲でのご協力をお願いします。なお、東京電力管内では、数値目標の設定はありません。

節電をお願いする期間・時間

《期間》 12月1日(月)～3

節電に関する情報

「節電 go.jp」(政府の節電ポータルサイト)
<http://setsuden.go.jp>
「省エネ・節電ポータルサイト」(無料診断など実施)
<http://www.shindan-net.jp/>
環境生活課環境班 ☎73・0088

年末のお買い物は市内店舗で「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」で新春の運試し

年末のお買い物は市内店舗で

匠瑛市商業活性化実行委員会では、「そうさ歳末ジャンボ宝くじ」を発行して、歳末大売出しを行います。

宝くじは、12月中旬に大売出しのチラシが張り出された市内店舗で買物をする時、千円のお買い上げごとに1枚プレゼントされます。

最高30万円分の匠瑛共通商品券が当たるこの機会をお見逃しなく。

宝くじ配布期間

平成26年12月1日(月)～31日(水)

抽選日時/会場

平成27年1月11日(日)14時

/市民ふれあいセンター

景品引換期間/場所

1月16日(金)～20日(火) 9時～17時/匠瑛市商工会館

※引換期間を過ぎた宝くじは無効です。

問 市商工会 ☎72・2528

平成27年成人式 1月11日(日)開催

会場…市民ふれあいセンター3階大ホール
時間…受け付け9時30分、開式10時30分
対象…平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの市内在住者・出身者(市内中学校卒業生を含む)
※市内に住居登録がされている対象者には、11月中旬に案内通知を郵送しました。

問 生涯学習課生涯学習室 ☎67-1266

選挙人名簿の登載申請を忘れずに

毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿の調製が行われます。対象者は農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を平成27年1月9日（金）までに農業委員会または野菜総合支所へ提出してください。対象者は、市内に住んでいる平成7年4月1日以前に生まれた人で次のいずれかに該当する人です。

- ① 10アール以上の農地を耕作している人
- ② ①の同居の親族またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- ③ 10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

申請書は12月下旬に農家組



合長を通じて配布します。記載する内容は、申請書を記載する世帯の代表者の住所、氏名、耕作面積、世帯の中で農業委員会委員の選挙権のある人の氏名、世帯主との続柄、生年月日、性別です。申請書の記入事項は、すべて平成27年1月1日現在の状況を記入してください。

なお、申請書が届かない場合は、印鑑を持参の上、農業委員会または野菜総合支所で直接申請してください。

問 農業委員会事務局

☎73・0090

新規就農者に150万円を支給

新規就農者を対象に農業経営開始から最長5年間、年間150万円を給付します。

◆給付要件

次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること。
- ② 次の要件を満たす農業経営者であること。
- ア 農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること（本人の所有と親族以外からの賃借が主であること）。
- イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、または借りていること。
- ウ 生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引していること。
- エ 経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること。

オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

③ 経営の全部または一部を継承する場合、5年以内に経営を開始していること。

- ④ 農業経営開始5年後には、農業が生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- ⑤ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- ⑥ 「匝瑳市人・農地プラン」に位置付けられている、または位置付けが見込まれていること。
- ⑦ 生活費を支給する他の事業などを受給していないこと。
- ⑧ 青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- ⑨ 平成20年4月以降に農業経営を開始していること。
- ⑩ 前年の総所得が250万円未満であること。

⑪ 市税および国民健康保険税に未納が無いこと。

◆申請書類

- ① 経営開始計画承認申請書
- ② 収支計画
- ③ 履歴書
- ④ その他別に定める関係書類

◆申請期間／申請先

12月1日（月）～12日（金）

※土・日を除く／産業振興課 ※申請および相談には、申請者本人がお越しください。

問 産業振興課農政班

☎73・0089

国民年金 Q&A

Q 保険料の追納とは？

A 保険料の免除・納付猶予などの承認を受けた期間がある場合、全額納付の場合に比べて年金額が少なくなります。そこで、10年以内であれば、免除を受けた期間の保険料を、さかのぼって納付（追納）が

できます。追納の申し込みは、下記へお問い合わせください。

問 佐原年金事務所
☎0478-54-1442
市民課国保年金班
☎73-0086

◆本年度中の追納保険料額（各年度の月分）

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成16年度	14,750円		7,370円	
平成17年度	14,790円		7,390円	
平成18年度	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

※追納は古い期間から順に納付します。学生納付特例・若年者納付猶予は、全額免除と同じ額です。

寄付 (2万円以上)

●市へ

ひばり会（代表・岡田陽子）様より …80,000円
公益社団法人銚子法人会様より …300,000円

●社会福祉協議会へ

三ツ葉歌謡会様より …35,164円
八日市場植木組合・匝瑳市植木組合様より …22,800円